

## 《調査と資料》

# 十組問屋史料 (8)

林玲子

### 十組仲間控(4)

一尾州名護屋吹原九郎三郎殿義、病氣之処養生不相叶、被致死去候ニ付(丑ノ十二月十七日死去)、惣仲ケ間中より、為香奠金千疋指遣申候、尤跡目之儀若輩ニ付、先隱居宗栄罷出、後見被致候由、彼表より仲間え申来り、則惣仲ケ間一統ニ相談、承知之上ニテ返書指越ス。

寅正月

一井上重左衛門殿義、幼少ニ付身寄之仁、今般重左衛門と被致改名、家督相続之由ニテ御見舞被成候由、大行司より申来、則先格通惣仲ケ間より為御酒代金五両・鰐二連、白木台付祝義差遣し申候。

丑十二月廿日

### 木綿尺改願書之写

一八町堀新白銀町代地家守五兵衛、住吉町源右衛門店市兵衛、鉄炮町伊兵衛店權右衛門奉申上候。從御公儀、布木綿類丈六尺之御定法、先年被仰付候旨相守商売仕候處、近年猥ニ相成申候ニ付、布木綿類相調着用仕候は丈尺不足仕候得共、無是非用イ來申候。御威光を以、丈丈改所此度被仰付被下置候ハヽ難有仕合奉存候。右改世話役為賃錢毫反ニ付式錢ツヽ、御当地ニテ商売仕候者共より取立候様仕度奉願上候。願之通御免被成下候ハヽ、為冥加毫ケ年三斗五升俵関東中米を以、初年三千俵、式年目四千俵、三年目五千俵、四年目六千俵、五年目より七千俵ツヽ、年々右場所より相納候内ハ上納仕度奉存候。右布木綿改高之義は、幅尺相除折方大数十四通、或ハ十六通有之候、折方え鯨さしを當テ、積立御定法式丈六尺有之候得は改印仕、定尺不足之分、切地之改印可仕候。願之通ニ為仰付被成下置候ハヽ、其節改印形乍恐可奉指上候。右之趣被為聞召訛、丈尺改所被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、以上。

明和六年丑十二月

願人  
五兵衛  
市兵衛  
權右衛門

(本稿は、本論集第3巻第4号、第4巻第1号、第4巻第3号の拙稿の続編である。「十組仲間控」は本稿で終わる。)

「十組仲間控」の今回のおもな記事は、明和7(1770)年の「木綿尺改願」とその関連文書、安永5(1776)年の式朱判通用に関する江戸呉服問屋仲間・関東物問屋の上州・武州買宿への通達、安永3(1774)年の「輕板(かるた)一件之控」であるが、諸種の願人に関してはこれまで記述したこと多く、また、かるた一件に関してはとくに解説を加えるほどのことはないと考えるので、今回の解説は、呉服問屋の仕入において重要な役割を果たした買宿に論点をしぼりたいと思う。

#### ① 呉服問屋の関東絹仕入と買宿

京都に本店・仕入店をおき、江戸店をもつ呉服問屋は、京都西陣の高級織物や、長崎からの輸入織物を仕入れるいっぽう、諸国で産出される平絹・紬類、木綿、麻布類を大量に買い入れ、京都で練染張の仕上加工を行なって江戸および各地へ販売していた。この諸国織物のなかで、数量的にも金額においても大きな比重を占めるものは、近世中期においては関東で生産される関東絹・秩父絹などとよばれる平絹であった。

次ページの表は、18世紀後半における関東絹の集荷地の状況を示すものである。宝暦9(1759)年、武州本庄宿伊左衛門、台川岸新五郎から、上州・武州の市で絹や糸を改める会所をたて、口銭を徴収したいという願書が出されたが、それにあげられた21ヶ所の市を○印で示した(『桐生織物史』上巻、第3章第7節)。また、天明初期のものと推定される秩父市立図書館所蔵の「武州上州市場御領主様并郡附」によると、上州21、武州25の絹市があげられているが、多摩地方における縞・紬類の市を除いたものをのせた。つぎの安永5(1776)年の数字は、「十組仲間控」による買宿の軒数である。寛政2(1790)年の記述は、三井文庫所蔵文書「絹紬晒亮買直段書上写」(本1135)によった。

これらの史料により、ほぼ18世紀後半に上州・武州各地に生絹生産が拡がり、多くの絹市が展開したこと、そして天明期を頂点に、その後は集荷地がしぶられつつあり、その集荷の中心地に都市呉服問屋の買宿が設定されていたことがわかる。また、元文年間に京都西陣の技術を導入し、生絹生産から脱却して高級絹織物

乍恐口上書を以御請奉申上候

一八町堀新白銀町代地主五兵衛、住吉町源右衛門店市兵衛、鉄炮町伊兵衛店権右衛門相願申候は、布木綿類長サ式丈六尺宛御定法先年被仰付相守商売仕候所、近年猥ニ罷成、布木綿類相調着用仕候は丈尺不足仕候得共、無是非用来申候。依之、布木綿丈尺改所被仰付可被下旨相願、改世話役為賃錢布木綿類壹反ニ付式錢ツヽ、御当地ニテ商売仕候者共より取立申度旨相願、願之通被仰付候ハヽ、為冥加闇東中米上納可仕旨申之、尤布木綿改方之儀は、幅尺相除折方大団拾四通或は拾六通り有之候、折方數ニ鯨さしを當テ積り立、御定法式丈六尺有之候ハヽ改印仕、丈尺不足之分ハ切地改印可仕旨申之候ニ付、右布木綿丈尺長短有之物ニ御座候哉、右丈尺近年猥ニ罷成候由之儀御尋、且又改世話役賃錢壹反ニ付式錢ツヽ取立候ても、私商売躰ニ差障無之哉之段、御尋ニ付左ニ申上候。

一右木綿類織元之儀ハ、京大坂ハ勿論、尾州・紀州・伊勢・近江・和泉・河内・西国・四国并中国之義ハ三州物多ク、猶関東筋より織出し候布木綿類ニ至迄、惚て古来より、着尺ハ式丈六尺御定法ニテ、切地之類ハ式丈五六尺、或ハ式丈七八尺物杯と申、國方風義を以織出し、長短之儀、直段相対を以売買仕、國々より御当地十組太物問屋え仕入、或ハ百反或ハ百式十反壹反箇ニ立、荷送仕、関東・奥州筋迄其儘運送、商売仕候儀ニ御座候。然ル所、於御当地右荷物切りほどき、壹反ツヽ相改候てハヽ、壹反式錢之外諸鋪り夥鋪相懸り、元直高直ニ相成、売買之者共甚難渋仕、問屋商売別て障ニ罷成、難義至極仕候。

一此度願人之者共、世話役賃壹反ニ付式錢ツヽ取之相改可申段奉申上候義、乍恐難心得奉存候。布木綿之義ハ、織元より國々風儀を以、着尺切地類其品々に応し織出し候義、於御当地相改役錢取之申度段、尤國中より入込候布木綿広太成儀ニ御座候得は、自と代口物高直ニ罷成、商人甚障ニ罷成難儀仕、右布木綿商賣自然と手狭ニ罷成候儀奉恐入候。私共商賣仕來、纔之口錢を以渡世仕罷在候、且元文二年已十二月、延享四年卯四月兩度、御益筋申立願人共有之、御願申候得共、世上一統難儀之趣、組合中より御返答書申上候ニ付、御取上不被為下候。別て此度御願申上候義、夥數義と乍恐奉存候。何卒御慈悲を以、御当地御定被下置候十組諸問屋之内、太物問屋障ニ成不申様、是迄之通り奉願上候、以上。

明和七年寅二月

#### 追願右之願書内え入

書面ニ奉申上候通、諸國より御当地え出候布木綿類壹反宛尺改仕度旨、願人之者共より申上候得共、惚躰太物問屋共え、日ニ入込候布木綿類員數何程之儀ニ可有

国名	地名	宝曆 9	天明初期	安永 5	寛政 2
上 州	藤岡	○	絹 太織	11	細絹 太絹
	高崎	○	絹 太織 真綿	8	細絹
	富岡	○	絹 太織	7	細絹
	伊勢崎	○	絹 太織 糸	4	細絹
	下仁田	○	絹 太織		
	吉井	○	絹 太織		
	大間々	○	絹 太織 糸		
	境	○	絹 太織 真綿 糸		
	小島	○	絹 太織 糸		
	前橋	○	太織		
	鬼石	○	絹		
	松井田	○			
	太田	○	絹 太織	9	
	桐生				
	宮崎				
	川渕				
	上里見				
	室				
武 州	三ノ倉				
	白井				
	芝町				
	惣社				
	大酬				
	秩父大宮	○	絹 太織	13	秩父絹
	寄居	○	絹 太織	4	絹
	瀬渡	○	絹 太織	3	太
	八幡山	○	絹 太織	4	太
	吉田	○	絹 太織	4	太
	小本	○	絹 太織 真綿 糸	6	太
	野熊	○	絹 太織		絹
	上谷				太
	小鹿野				太
	坂戸				絹
	飯能				太
	松山				絹
	鉢形				太
	越生				絹
	深谷				秩父絹

生産への道を歩みつつあった桐生は、生絹集荷の最中心地であった上州藤岡、武州秩父につぐ多人数の買次を安永年間には擁するにいたっている。

都市呉服問屋の関東絹仕入も、18世紀後半には大量の額にのぼったらしく、大丸屋の場合は宝曆年間には年間仕入が2万疋をこえ、安永8(1779)年には35,400疋を仕入れ、文政期の数字をしのいでいる(拙著『江戸問屋仲間の研究』第2章第3節)。また、三井の江戸店が仕入れた関東物・木綿物・真綿・麻類・繰綿買高(三井文庫所蔵文書、本1184-2)によると、享保

御座候哉、夥敷儀ニて聰と難相知候得共、凡壱ヶ年八万箇程、此反數凡八百万反余と相見得申候。勿論木綿之儀は、年々綿作豊年悪年ニより織方増減仕候。猶又、御当地捌方之模様ニより、仕入方差略仕候義ニ御座候。拵又、私共商売筋之儀は、本文ニ奉申上候通、纏之口銭を以年来渡世仕候所、壱反ニ付式銭之義ハ、纏斗之様ニ相聞え候得共、広太成儀ニ御座候得は、甚渡世ニ相障り、猶又、尺改のみニ相懸り、誠ニ商売筋も相止メ候様ニ罷成、歎ケ敷甚難儀至極ニ奉存候、何分本文ニ奉申上候通奉願上候、以上。

元文三年巳十二月

樽屋御役所え御返答書相納申候。

延享四年卯四月

喜多村御役所え御返答書相納申候。

明和七年寅二月

喜多村御役所え御返答書相納申候。

先年元文延享年中十組より差上候願書之写

乍恐書付を以奉申上候

一御当地十組諸問屋共申上候、此度諸荷物より式百歩一ノ出銀受取、右之銀子を以、大川口より、木挽町・八町堀・新川新堀・伊勢町・本材木町・舟町・堀留其外横川々を済御用人足并御春屋人足差出し、尤役料銀ニテ歩一銀之内、一割通り助力ニいたし、御奉公司仕段御願申上候もの御座候ニ付、右之段私共へ御尋被遊、則左ニ申上候。

一諸色荷物ニ役銀差出し候義、只今迄無御座候。多少ニ不限、私共臨時之難儀ニ奉存候。尤此度御願之通、諸荷物より式百歩一之出銀之儀、年中ニハ夥しき金高ニテ、員数早速難積程之大金高ニ奉存候。右之出銀遣し候得は、諸色元直高直ニ相当り、世上一統之難儀ニ乍恐奉存候。依之、右之願御取上不被成下候様ニ、御慈悲奉願上候。

一只今より臨時之出銀遣候ハヽ、諸品取直段に籠り高直ニ相成、商売人壳レ方不勝手罷成、其上御屋敷様方ハ不及申上、其外寺社方・諸職人、在々ニ至迄一統之難義乍恐奉存候。其上諸商人面々、売物之多少、出銀改方之為ニ露顕仕、迷惑至極奉存候。

一元文二歳巳十二月ニも諸廻船難舟不仕候様ニ、銚子辺犬吼ケ崎ニテ籌相焚、品川より筑地迄濱瀬可仕間、依之、荷物壱固ニ付、纏三厘ツ、請取相勤度御願申上候者御座候ニ付、其砌御尋被遊、其節申上候通、少しえニ而も臨時之出銀、世上之難義ニ乍恐奉存候趣申上候所、御聞済被成下難有奉存罷在候。別て此度御願之趣、夥敷出銀ニ御座候得は、広太之難渋ニ乍恐奉存候。

右之段々被為聞召訛、只今迄之通御差置被下置候ハヽ、世上一統之御救と難有奉存候、以上。

延享四歳卯四月

期から文政期の間でもっとも高い額を示すのは安永～天明期であり、おそらく関東絹の仕入高もこの頃がピークであったものと思われる（下表参照）。

銘柄・価格がほぼ一定し、生産地の貢次に集荷がまかされた木綿類と異なり、原料生産から製織にいたる過程で質の差異が大きくつき、市における取引で利潤の幅の変動がいちじるしい絹織物仕入に関しての、都市問屋の関心は深かった。しかも、生絹の場合は、練染張の仕上加工が必要とされ、京都において出入の職人による仕上加工を行なった呉服問屋は、その目的に応じた種類の生絹を仕入れねばならず、経験の深い手代による目利が必要とされた。

このため、呉服問屋のなかには直接上州に仕入店を設置したものもあった。伊勢国射和を中心近世初頭から商業活動を始めた富山家は、寛文期には江戸・京都に進出し、元禄期以降、上州店や大坂呉服店、同両替店と経営を拡大した。元禄初年に上州藤岡に設置された上州店は、その当初においては、質屋としての高利貸の活動に経営の中心があり、そのほか商品として絹・小間物・大豆・練綿など諸種の物を扱っており、絹仕入店としての役割はひじょうに低かった。しかし、享保期には取扱商品は絹・糸・まゆに限定され、その取引量も飛躍的に増大しており、仕入店としての性格を強めている。ただし、富山の営業成績はすでに享保期には下り坂であり、しかもその不振は京都店、上州店と仕入を担当する店においていちじるしく、18世紀後半には経営は悪化するいっぽうで、文化5（1808）年にはついに一族解散という事態にいたったのである（吉永昭「近世前期における『富山家』の発展と構造」『史学雑誌』第71編第3号）。

同じく伊勢店である三井越後屋も、延宝4（1676）年には江戸へ進出し、上州での仕入も行なうようになるが、享保の一時期にやはり上州藤岡に仕入店を開き、高崎など周辺での仕入を含めて直接現地に接触することをはかった。しかし享保20（1735）年にいたり、幕府が京都和糸問屋以外のものの生糸仕入を取締ったのを機会に、仕入店を閉鎖し、以前の賃宿であった藤岡

年 代	仕入銀高	1年平均
享保14～元文3（1729～1738）	17,699貫	1,770貫
元文4～寛延元（1739～1748）	34,566	3,457
寛延2～宝暦8（1749～1758）	30,516	3,052
宝暦9～明和5（1759～1768）	32,679	3,268
明和6～安永7（1769～1778）	37,929	3,793
安永8～天明8（1779～1788）	43,129	4,313
寛政元～政寛10（1789～1798）	49,300	3,930
寛政11～文化5（1799～1808）	31,745	3,175
文化6～文政12（1809～1815）	21,965	3,138

御当地  
十組諸問屋共

乍恐書付を以奉申上候

一木綿縫綿絹布小間物問屋内店組行司奉申上候、私共商壳躰拾式品荷物、是迄神奈川表にて荷揚仕候義無之哉と御尋被成候ニ付、奉承知之則御請奉申上候。私共組合荷物之義、上方表ハ不申及、何国表ニても、問屋并中買共へ夫々注文を以相仕入、尤舟積之義ハ、國々荷主共より送り状相添、大坂表より荷數手板を以積下し入津之砌、御当地廻船問屋共方ニて荷揚仕候儀ニ御座候得は、縦令小荷たりとも右船問屋共之外、神奈川ハ不申及上、何れ之浦々ニても荷揚仕候義ハ決て無御座候。右之段乍恐御請奉申上候、已上。

(及申)  
曲淵甲斐守様御役所

加藤又左衛門様御懸り

安永五丙申年四月

一式朱判通用之儀ニ付、関東物店・吳服仲ケ間両組、坂本町於伊勢屋太兵衛方參会有之、両組一統相談之上、左之通相極り申候。

掲書

覚

一当申ノ七月十六日より、仲ケ間一統申合、上州方糸絹・真綿類払方式朱判指加可申候。尤別紙定ノ通り、式朱判相げんじ申間敷候。

一代買衆中送金之儀、式朱判五分差ニ相送可申候。尤七月十六日より相払候、手都合を以指送可申候。

一代買衆不心得之仁御座候て、払方相違之仁御座候ハ、其店々え指さわり可申候。

一払方之儀ニ付、若口論ケ間敷義出来候ハ、仲ケ間打寄、兼て申合之通り一統可致候。

右之条々急度相守可申候、若違乱義在之におみてハ、兼て申合候通り、猶又相談之上相障り可申立候。依て連印如件。

大丸屋正右衛門	伊豆藏伸助
蛭子屋八郎左衛門	亀屋七左衛門
伊勢屋太兵衛	荒木伊兵衛
越後屋八郎右衛門	伊勢屋伊兵衛
加賀屋五郎衛門	槌屋幸助
升屋久右衛門	田原屋庄左衛門
槌尾彦右衛門	槌屋兵衛
槌屋三四郎	槌屋四郎左衛門
近江屋三右衛門	永田茂兵衛
曾我石庄兵衛	

安永五丙申年六月

行事	白木屋彦太郎
	浜田忠左衛門

の星野金左衛門、高崎の大谷長兵衛に再度買宿を依頼している。この措置に対し、三井の店のあった藤岡笛木町から4名の惣代が、つぎの口上書をもって三井に願出ている（三井文庫所蔵文書、別1323）。

以口上書申上候

一於京都和いと御改ニ付、国々糸買店御仕廻被成候ニ付、此度当町御店も御仕廻被成候由承知仕、驚入申候。当所之御店之儀は絹綿仕入御店ニテ、糸之儀一切構無御座候。殊に当町は糸出不申場所ニ御座候。御店ニテ絹綿御買被成候蔭以、町中之者其家業仕罷在候ニ、御店御仕廻被成候ては家業相止申、町中困窮仕相立不申、難儀至極仕候。御店勝手悪敷候儀も御座候ハ、何分ニも御相談之上御勝手宜候様可仕候間、前々之通當町之御店被指置、絹綿御買可被下候。若御公儀様へ御店ニテ糸御買被成候由御披露申上者御座候ハ、拙者共罷出糸御買不被成候段申証可仕候。右之段々拙者共願之通奉願上候。御承引無之候ハ、此上幾重ニも罷出御願可申上候。依て連紙如此御座候、以上。

享保廿年卯五月

上州藤岡笛木町 (114名連名)

年寄 (4名)

名主 彦左衛門

三井がこの願にもかかわらず、上州店閉鎖に踏み切ったのは、幕府の圧力によるというよりも、むしろ仕入店を直接現地におくことの不利益に気づき、これを良いきっかけに他店と同じ買宿による仕入方法に復帰したものとみてよかろう。富山が店を続けていることからもわかるように、どうしても閉鎖せざるをえないような直接的な圧力はなかったと思えるからである。

では、三井が復帰を望んだ買宿あるいは絹宿による仕入方法とはどのようなものだったのだろうか。つぎの文書は、三井が高崎の大谷家にふたたび買宿を依頼したさいのものである（三井文庫所蔵文書、本1571-10）。

高崎申渡し之覚

一此度藤岡店御仕廻候ニ付、此已後買方藤岡先規之通引分ケ、両所ニテ買方致積、然ハ高崎定宿諸事先規之通其元ヘ相頼申候、買方万端工面能様ニ御世話頼入候。

一其元ヘ手代兩人差遣し候ニ付、場造兩人無之候てハ間ニ合申間敷哉ニ存候間、壱人ハ笠井武兵衛、御存知之通年来本店買方呑込罷在候者故、召仕申度候。扱相残ル壱人、其許御勤可被成哉、又ハ貴様老年被及、辛勞ニも候ハ、藤岡若キ者共之内壱人、場造ニ御抱候て其元ニハ是迄之通、染地代買被成候共、御了簡次第之事。

一數年来之宿之儀、差て改申義無之候へ共、藤岡え引越候以来中絶いたし候得ハ、此度定宿請負証文取申積、勿論藤岡金左衛門殿ニも此度請負証文差出し被

上州表買宿え仲ケ間より遣候書状之写  
一筆啓上候，甚暑之砌御座候得共，先以其御地弥御  
堅勝被成御座，珍重御儀奉存候。当方無異儀罷在候，  
乍憚御安意可被下候。然は此節新絹織出し時分ニ相  
成候間，追々指越可申候，不相替御世話可被下候。  
一南鎌式朱判諸国通用之儀先年被為仰出，諸方通用自  
由ニ相成候ニ付，專御吹出有之當時夥敷打出申候。  
依之，今般江戸諸問屋参会之上，所々仕入送金式朱  
判を取引可仕旨，相談相決申候。然は其御地之儀も  
当益後より，買方一同式朱判致持參相調可申候間，  
左様ニ御心得被下，御地壳宿衆，村々せり衆へも右  
之趣御通達被成置被下候様奉願候。右可得御意如斯  
ニ御座候，恐惶謹言。

申六月 当方仲ケ間惣名前  
捷書連印之通り 尤何れも印判相居可申候

(父) 武州秩部大宮

久保市郎兵衛様 井上治右衛門様 井上藤右衛門様  
浅見勘右衛門様 高野伊右衛門様 浅見惣兵衛様  
浅見甚蔵様 中六右衛門様 宮前庄治郎様  
本庄万蔵様 大森喜右衛門様 岩田太郎兵衛様  
斎藤忠右衛門様

✓

武州吉田

小池吉左衛門様 小池佐右衛門様 小榎又兵衛様  
肥土兵左衛門様

此方買宿

✓

上州高崎

大沢孫兵衛様 設樂喜蔵様 善右衛門様  
薦屋茂右衛門様 生方半兵衛様 十一屋又兵衛様  
羽鳥四郎兵衛様 藤屋八兵衛様

此方買宿

✓

同桐生

玉上利右衛門様 玉上甚左衛門様 佐羽清右衛門様  
此方買宿 佐羽吉右衛門様 青山利左衛門様 大沢茂七様  
永沢新助様 藤生善蔵様 新井孫七様

✓

同八幡山

立石三郎兵衛様 坂本伝兵衛様 久米十左衛門様  
坂本彦左衛門様

✓

渡ル瀬

此方買宿 山口五郎右衛門様 須藤理左衛門様 原太兵衛様

✓

寄ル井

此方買宿 酒井彦右衛門様 岩田彦兵衛様 岩田長左衛門様  
清水弥一右衛門様

申候。

一口錢金百両ニ付金式歩。

一雜用一ヶ月老人前金三歩宛。

一座敷統ニ有之候土蔵，手前致買方之内ハ明ケ渡シニ  
御心得可被成候。

一座敷損し候処，又ハ屋根通リ洩候処杯御繕，并ニ湯  
殿雪隠等も見苦敷無之様ニ修覆御申付，戸しまり用  
心宜様ニ御申付可然候。

一朝夕給物之儀，結構好申義ニテハ無之候へ共，差遣  
し候手代何角と致辛勞事ニ候得は，朝夕食汁心能給  
候様ニ御心可被副候。尤其許御家来等迄此旨兼て御  
申付可被成候。

一其許え今度先規之通絹買宿相立候処ニ，先達て土蔵  
も修覆被成候由，尚又此末大分之代物入申義ニ候間，  
益修覆被成，扱御居宅とても修覆被成候て，參候手  
代心能相勤候様ニ御心得可被成候。右彼是之為，祝  
儀金式拾両差送り申候間，御受納可被成候，以上。

享保廿年卯四月廿五日

本店役人

向店役人

大谷長兵衛様

この史料によると、三井は以後年々2人の手代を高  
崎へ派遣して仕入を行なうこととし、そのさい地元の  
手馴れたものを場造として使った。手代が宿泊する買  
宿は、藤岡の例では名主・問屋・本陣などの町役人層  
であったが、大谷家も宿泊に十分な家屋敷と、仕入荷  
物を収藏するための土蔵をもつからには、町内でも富  
裕層に属するものとみてよかろう。この土蔵や座敷など  
は、買宿がわによって新造・修復がなされたが、呉  
服問屋に費用の援助を願い出ている場合が多い。大谷  
家に渡された20両の祝儀金もその含みで渡されたもの  
といえよう。

買宿は、呉服問屋の手代を宿泊させ、場造を世話す  
るだけでなく、仕入にさいして手代とともに市いでか  
けて取引に従事し、仕入れた生絹類の荷造りをして飛  
脚問屋に渡し、その仕入額に応じて口銭を渡された。  
三井が藤岡の仕入店を閉鎖して、買宿による仕入方法  
に戻ったのも、季節的に集中した活動を必要とする生  
絹仕入は、自己の常設店舗をもつよりも、在地の有力  
者を買宿に指定したほうが、費用の面からも、また生  
産者との関係からも有利であると判断したからではある  
まい。

呉服問屋の生絹仕入は、大量かつ広範囲の地域で行  
なわれ、上州・武州の買宿にむけて送られる仕入資金  
は莫大な額にのぼった。しかし、生絹の生産は、養蚕  
から製糸、製織にいたるまで一貫して農家の自家労働  
力による農間余業として行なわれていたのであって、  
生産者、ないしは売宿とよばれた小仲買が市において、  
呉服問屋の手代・場造に売渡すため、専業の織屋への

小川  
此方買宿  
征木善右衛門様 杉田弥三右衛門様 荒井源兵衛様  
野沢喜八様 野沢宗八様 坂本佐七様

いせ崎  
有賀安右衛門様 桜井源五右衛門様  
高橋九郎右衛門様 吉岡安右衛門様

富岡  
矢崎藤藏様 吉沢治左衛門様 膳塚権兵衛様  
此方買宿 油屋庄治郎様 燐榮次郎様 矢嶋茂兵衛様  
柳沢伝兵衛様

藤岡  
星野金右衛門様 諸星七左衛門様 新井喜兵衛様  
新井源左衛門様 星野兵四郎様 村田銀右衛門様  
吉田半兵衛様 高橋源七様 正田奎之助様  
成瀬十右衛門様 小林市兵衛様

右拾毫通申六月廿一日行事方より相認指遣申候。  
覚  
絹織物 諸金払  
糸真綿  
一金毫歩代 金毫歩  
武朱判 壱枚  
上端錢  
金毫歩  
一金貳歩代 金貳歩  
武朱判 武枚  
上端錢  
一金三歩代 金三歩  
武朱判 武枚  
上端錢  
金貳歩  
一金毫両代 金毫両  
武朱判 四枚  
上端錢  
一世利仲買代買衆送金五分差  
右之勘定を以当七月十六日より武朱判差交相払申候。  
申六月 江戸関東物呉服物店 兩問屋中  
右通之仲ケ間家別ニ相認上州へ遣し申候。

## 軽板一件之控

一軽板一件之儀ニ付、仲ケ間三人并外八人、午極月廿一日、牧野大隅守様御番所え御召出御座候ニ付、三拾軒組不残為見舞腰掛迄差添罷出候。  
一右仲ケ間三人并外八人、御前え御召被出御尋之趣、其方共軽板商壳致候儀不届ニ候、乍去申分ケ有之候哉之御尋御座候ニ付、仲ケ間三人之内申上候趣、私

前貸や、原料・織機供給による生産者支配といった事態は、生絹に関してはみられなかつたといつてよい。仕入にさいしての代金支払いは、絹市では混雜するからと、市終了後買宿で行なわれることが多かつたらしく、前述した宝暦の絹糸口錢運上願書のなかに、「代金は其夜、宿ニ而相渡候故、絹毫疋ニ而、終日相詰メ、入用ハ余慶、誠ニメ買同前致方」とあるので、宝暦期には買宿での支払いが一般化していたものと思われる。

このように買宿は、みずからの資本でもって仕入を行なうことをせず、多く特定の呉服問屋と世襲的に関係をもち、取引先というよりは、むしろ主家に対する態度で呉服問屋に接していた。これに対し、桐生のように、紗綾生産からさらに先染の完製品生産を専業の織屋が行なうにいたった地域では、買宿の性格も変わり、自らの資金での買入れや、前貸による織屋支配もみられ、呉服問屋に対する従属的な関係は薄らいでいった。

## (2) 天明の絹一揆と呉服問屋・買宿

宝暦一天明期における関東の広域闘争として注目されているものに、明和元(1764)年の伝馬騒動、天明元(1781)年の上州絹一揆がある。後者は、上州緑野郡金井村半兵衛、同郡新町宿間屋源右衛門、同宿本陣兼名主五左衛門の3人が、上州武州47ヶ所の市場に、反物および貢目改所10ヶ所をたて、改料を買人から徴収することを幕府に願い出、田沼政権が、それまでの慣例であった関係者への差障り尋ねも行なわず、許可を下したことに対する反対して起きた農民闘争であった。

生絹生産のさかんな西上州一帯に拡がった一揆は、願人に賛同したといわれる家々を打ちこわし、当時の老中であった松平右京太夫の城下町である高崎を襲っているが、この一揆に対し、呉服問屋は直接改料を徴収される立場にありながら、きわめて警戒的であり、幕府への改所設置中止の嘆願も消極的なものであった。その意味で、幕府の改所中止の措置を引出したのは、まったく生産者農民の闘争のみであったといえるのであるが、その闘争の対象は、打ちこわしのほこ先が向けられた相手からみると、名主・問屋・郷代官などを含んだ願人に賛同したといわれるものたちであって、呉服問屋の買宿であることは、別に襲われる原因とはなっていない。幕末期の世直し騒動と異なり、この時点の関東農民の攻撃は、商人・高利貸ではなく、領主権力に直接向けていたといえよう。

絹一揆の評価に関しては、種々の側面から今後も論ぜられる必要があるが、ここでは呉服問屋・買宿との関連において史料を一部紹介したい。

証無番状刺(三井文庫所蔵文書、別632)  
一先便追々得御意武州上州糸綿反物改役所被仰付、七

共儀ハ小間物三拾軒組と申，先年諸品御書上仕置候内，輕板と申名目御座候旨申上候。（但し此趣ハ仲ケ間相談之ニ上て，ケ様ニ申上候趣三人え申合候）然ル處，一向委細之御聞済も無御座，不届至極之者共，御呵之上入之牢被仰付候。

一同日夜二入，仲ケ間内不残伊勢屋太兵衛方も寄合，出牢願可致と及相談候處，未御吟味之様子相分り不申中，殊ニ仲間え御尋無之候所へ右願ニ罷出候ハヽ，却て御吟味罷出，猶又入牢之旁も永引，供ニ難義難斗候。仍て入牢之旁々御吟味之次第一先承り，其上出牢願可仕と一統ニ見合仕候。

一同廿五日入牢之方々，牢御屋敷ニテ御吟味御座候ニ付，東組当行事故見舞罷出候處，仁杉幸右衛門様御掛ニテ御吟味之趣，其方共輕板商売仕候義，惡敷物ニ相用候事乍存夥敷仕込を致，売買仕候段至て不届，別て近頃は博変同様ニ致候めくり札と申新キ品仕出し，売買致候段不届，其子細は，其方共宿元ニテ召遣之者ニ為致間敷候と被仰聞，御返答不申上候へハ不届至極と御呵奉恐入候由申上候所ニ，右之趣口書相成，御吟味相済申候。

一同廿六日，右入牢之方々御番所え御召出，前書口書之趣被仰渡，出牢被仰付，家主共え御預ニ相成申候。一同日仲ケ間不残腰掛迄見舞ニ罷出候所，仲ケ間家別ニ御差紙頂戴，則腰掛ニテ御請仕候。

一同廿七日仲ケ間一統罷出候處，書上帳面指上候様被仰付候間，則享保十巳年商売躰之書上指上候處，御掛仁杉幸右衛門様書上帳面御一覽之上，輕板品書ハ銘々何輕板と有之候中ニ，かるた類と印置候ハ紛敷と被仰付候ニ付，其儀ハ笛屋読かるたにて，家ニ寄名目替り，直段之高下御座候故，輕板類と仕候段申上候。又以被仰出候ハ，読かるた斗類と印儀紛敷合点不參，此度之様成新敷仕出物可致ため書紛シ，御上をかすめ申躰不届，併其方共儀は手代故，先年書上之様子ハ分リ兼候筈，依之主人を召出し吟味可致間，他国住所ハ國所相認名主方迄指出候様被仰付候ニ付，則名主迄右書付指出申候。尤仲ケ間書上帳面ハ御留置被成候。但仲間内當時輕板商売相休候仁，別ニ名前書出申度由，則名前書差上申候。然ル所御一覽之上被仰渡候趣，當時商売不致候逆も仲間一統連印致置候へハ，同様之筋併少しひ申分之筋ニも可相成旨被仰候。追て御召出シ御吟味可被遊旨被仰渡候。

但仲間外廿七軒，極月廿八日御呼出御吟味之上，家主え御預ニ罷成，同廿九日御役人衆出被成候て，所持之輕板不残御封印，則御預被成候。

一同未二月廿六日仲間中御召出，かるた商売不致候者，又候書出候様被仰候ニ付，則書上仕候處御尋之趣，其方共先年書上有之候ニ付，売買いたし候ても不苦と相心得候哉と御尋御座候ニ付，如仰書上御座候故賣買致候ても不苦ものと相心得候と申上候。木屋・

月廿日より改役料買人之者より御取在之候御触流在之候故，右両国とも右御触相廻り，依之在々にて申候は，此度之運上買人より差出候義とハ在之候得とも，買人ハ何れも算盤を取候商人故，品々買物夫たけ自然と直段を押へ候へハ矢張売人より差出シ候義ニ可相成，然時ハ永代国々衰微，中々等閑之事にては無之杯と在之，專寄合兎哉角騒々敷申候由，右村々其御地頭え相願候様子追々申来候。

一当地ニても吳服屋仲間拾四軒，関東物問屋六軒度々寄合相催候。先達ても得御意候通，七月廿日より先暫之所市相休候積，國方買宿中え行司方より書状遣し置候得共，一統申合相調不申義，若御上え相聞候てハ大切之筋，及ニツニハ相休居候義限りも無之候てハ互ニ商向不工面，殊更大旬之砌旁故，其後仲間相談之上，七月廿八日市頃より買方相始メ候様申遣置候。勿論先達て御触ニハ，七月廿日より改役所十ヶ所相立候と被仰出候へ共，今以一ヶ所も相立不申義，然ハ下地之姿ニテ相調候ても苦ク有間敷と仲間評義之上，國方買宿中え買始之義申遣候得共，彼地ニて色々寄合評義等も致候所，絹織溜も在之候所，在々軽キ衆中ハ毫疋織上ケ候絹を待兼売払候て今日之手当テをいたし候義，然ニ先頃已來市相立不申に付，在々甚迷惑いたし居候折柄故，只今市相立候ハヽ當用相弁候ゆへ，人々之氣先相くじけ可申，左候ては此度之運上相極り可申様ニ也可相成，然は極々大切之事故兎角市相立候事互ニ見合候趣ニテ，今日迄諸方市一向相立不申何方も相休罷在，扱々苦々敷御事奉存候。

一藤岡より去ル八日出書状夜分着いたし候所，藤岡町中相固リ寄合ヲ付，甚騒々敷相成候由，右之響キ近村近郷えも段々相聞，村々大騒動ニおよび候由申来，扱々驚入候御事ニ御座候。尚右藤岡來状写取差為登申候，御覽可被成候。右書状ニテハ，藤岡を始在々追々ニ江戸表御地頭屋敷え大勢願ニ罷出可申義と奉存候。左候ハヽ何角甚喧敷可相成奉存候。

一當方吳服仲間関東問屋中一統，此間中度々寄合相付，御願方之義彼は相談ニ及合罷在候所，家々様々之存入を申出し候事故相談区々ニ有之，未願方願書相極兼申候へ共，最早延々ニ致置候てハ不宜ニ付，今日も寄合相催決着之上，一両日中御出訴御願申上候積在之候。

一右之通國方甚騒動致候趣ニテハ，諸市相立候事中々当分ニテハ相済申間敷，世間一統とハ乍申，手前絹秩父共漸本注文半分通りならてハ買方相済不申，殊ニ此節絹出来大旬之折，買方相休居候義難渋千万成事ニ御座候。其御地下地所持之有物も無少，登り込荷物御待請此節染甸等之時節，大躰之差支出来ニ及，御同前扱々苦々敷御事ニ御座候。

一買方役人慎方等之義，先便主中様方ニも御案事被遊，

白木屋・鍵屋右三人之者共其方共仲間内ニ有之哉と御尋、御意之通御座候と御請申上候。  
一同三月廿三日仲間一統御召出、所持之輕板員數書上被仰付、當時商売仕候者御吟味中家主え御預被遊、當時相休罷在候者ハ差構無之候旨被仰渡候。則輕板書上之趣、左ニ相印申候。

一 笹屋読輕板 何百箱 何町誰店 誰  
八枚箱入 組合  
名主

右之通相認指上申候、名前左ニ印。

炭屋八兵衛 代佐兵衛 鍵屋清兵衛 代宇兵衛  
炭屋喜右衛門 代彦兵衛 中屋勘兵衛 代次兵衛  
松屋善五郎 代吉兵衛 竹川彦左衛門  
代弥平次 柏屋孫左衛門 代長兵衛 岸部屋  
藤右衛門 代五兵衛 紅屋五郎兵衛 代武兵衛  
白木屋彦太郎 代太郎兵衛 木や九兵衛  
鍵屋彦次郎先達て書上相済申候

一 未三月廿九日、大和屋四郎右衛門代忠兵衛・升屋太兵衛代喜兵衛・越後屋八郎兵衛代武右衛門・伊豆藏吉右衛門代武右衛門・大黒屋三郎兵衛代重兵衛・岸部屋又兵衛代・大丸屋正右衛門代五兵衛・嶋屋市郎左衛門代宇兵衛・蛭子屋又右衛門代又右衛門・龜屋七左衛門代利右衛門右拾人御呼出、御尋之趣、其方共小間物商売も不致候ニ、仲ケ間入致候段如何之御尋御座候。御請之趣、小間物三拾軒組は、呉服木綿くり綿其上數多書上置候仲間故、加入致罷在候旨申上候。又候被仰候は尤成事ニ被思召候、併輕板売買不致候は、兼て惡敷ものと相心得候故、かるた商売相休候哉と御尋御座候、左様ニテハ無御座商売手張候故、勝手ニ付當時相休候段申上候。

一 未四月六日、三拾軒組其外仲間外輕板一件御呼出、御前ニテ双方口合相済印形仕候。勿論主人ハ無御構、支配人印形ニテ相済申候。

一 未四月廿三日、輕板懸り合不残御召出、御前ニテ被仰渡候趣、読輕板・めくり輕板共ニ書上ニ不相当、全博奕相用候道具ニ相違無之、依之不届ニ候間、先達て追々預置候輕板不残御取上、三拾貫文ツヽ過料被仰付、則廿四日より追々上納仕候。

覚

一 弐貫三百拾七匁毫分五リ いせや太兵衛払  
右ハ仲間中惣割相成申候。

一 金五拾両 仁印入用 一金拾五両 宮亦入用  
二口メ 金六拾五両

右之通致持參候て段々御苦勞ニ罷成候趣、午極月廿九日及御相談候所、竹川・柏屋兩家分同様之事ニ候ハヽ、受納有之と宮亦被申候故、右之趣兩家へ申達候處、兩家にても当惑被致、早速東組同道ニテ竹川・柏屋兩人、宮亦殿玄関え参り、一躰ニ相納候様段々相願候處、兩家ニテ余程之金高指上不申候てハ、

委細被仰聞御尤仕極奉存、右御意之趣旁、尚方當方存入書状度每申遣候義ニ御座候。然ニ右得御意候通、長々買方相休罷在候故、買金等入用無之、右土地騒々敷中所持為致置候も甚心遣ニ存候ゆヘ、買金之分一先此方え差戻し候様夜前申遣候。

一 右之通彼地騒々敷義故、店表より誰成とも老人罷越、慎方用心旁と得申渡度奉存候へ共、此節見世備方会所向ハ荷物一度ニ到着、直打旁甚多用一向手明出来不申ニ付、其儀無御座、依之本出入之者之内、至極実躰ニテ取廻し宜キ者見立兩人今日藤岡え差遣し申候。右之者共えと得申合、彼地様子委見繕、弥騒々敷在之候ハヽ、兩人共暫ク彼地ニ逗留いたし、静ニ相成候ハヽ、罷帰候様申付遣候。右相認候通、有金之分飛脚屋え相渡し、早々差戻し候様申遣し、并下地買入置候絹類有之候ハヽ、不残差登上所持之代物無之様吳々申遣候。

一 右相認候通、両国在々追々御地頭え御願申、御上え御伺有之、扱又江戸表呉服屋仲間関東問屋御願之趣、御取上御座候て御許容在之、下地之通ニ相成候ハヽ、何方も一統ニ相鎮り可申、然ハ諸市何之障なく相立可申とはのみ奉祈御事御座候。先是右一件得御意度如此御座候、已上。

八月十一日 同 幸右衛門 印  
三井 吉郎兵衛様 (以下5名略)  
(以下2名略)

#### ◎ 別紙藤岡状之写

十七屋仕立飛脚を以一筆致啓上候。然は昨十二日暮六ツ半時より、何方より共なく当町へ大勢を以押寄セ、願人ニ致組候人数両町には余程在之由、笛木町ニテ壱軒、動堂町ニテ五軒打崩し、之より星野金左衛門殿も金井親類ニ候得ハ用捨無之間、只今打つぶし可申由、表口ニ大勢詰掛候得共、町内中ニても曾ニも不知義ニ候得ハ、笛木町百姓衆不残打寄、何分星野金左衛門儀は左様之者ニテハ無之、金井親類と申斗ニテ、半兵衛とハ此度之願事後不通ニ候間、御用捨頗入と訖言被申候所、漸々了簡致、夫より新町へ罷越申候。兼て騒動出来致居候得共、星野金左衛門殿は何之障も無之所、右之仕合故、俄周章騒立申候。別て大金所持之事、用心厳敷相ふせき、金銀錢絹并帳面等迄渺紛失等も無之候間、先は大慶奉存候、御安堵可被下候。右之様子ニ候得ハ、所詮市等も相始り申間敷候間、有金等は今日出ニ不残指戻し可申候。乍併此飛脚ニハ右御知セ之書状斗指遺候。扱々大変出来仕、存不寄難渉仕候。諸道具等も不残穴藏、近辺之知商え預ケ候ニ付、誠仮筆ニテ安否申上度如此ニ御座候、以上。

八月十三日 弥右衛門  
朝五ツ出 同 勘助  
長兵衛  
三井本店 仙右衛門殿 (以下6名略)  
向店 善右衛門殿 (以下4名略)

一統之名目不被相乘候段被申聞候ニ付，右両家も無是非事ニ候間，相除吳候様ニとの御事，則右之趣宮亦え又々申入候處，宮亦拶挨初之通り之事，然は先々仲間一躰之名目書加へ，右之金高ニテ押付見可申由ニ候。後其何之子細も無御座，翌年四月中，一統之済口相成候。仍之割合相談之上相印。

一金式拾五両也

右ハ

大和屋四郎右衛門殿	升や太兵衛殿
夷屋八郎左衛門殿	越後や八郎兵衛殿
亀屋七左衛門殿	伊豆蔵吉右衛門殿
大丸屋正右衛門殿	鳴屋市郎左衛門殿
大黒屋三郎兵衛殿	岸部や又兵衛殿

メ右拾人より出金分

又金四拾両也

右は

岸部や藤右衛門殿	紅粉や五郎兵衛殿
松屋善五郎殿	中屋勘兵衛殿
炭や喜右衛門殿	炭や八兵衛殿
鍵や清兵殿	竹川彦左衛門殿
柏や孫左衛門殿	

メ右九人分

右之通集ニ相廻候所，子細有之由ニテ，柏屋孫左衛門殿・竹川彦左衛門殿両家より出金無之故，數度懸合候得共，御承知無之，東組炭屋八兵衛・鍵屋清兵衛・炭屋喜右衛門・仲屋勘兵衛・松屋善五郎，右五軒より割合之外金八両三歩八匁三分四リン差出申候て内損致置候。

安永四己未年八月

東組ニテ認之  
(「十組仲間控」完)

### ◎ 証無番

(前略)

一昨夕得御意候通，呉服仲ケ間関東間屋一統，一昨日御番所え御願ニ罷上り候儀，御承知可被成奉察候。依て昨日又々仲ケ間打寄，此上御呼出し在之候ハヽ，御返答旁之儀委細示合申候。然ルニ夜前御指紙相廻リ今日御呼出し在之，即一統罷出候處被仰付候ニハ，此度御触之儀甚重キ御儀を其方共相顧候段，甚不埒成事，弥強て相顧候儀に候ハヽ，何れも上方に罷在候主人を皆々呼下シ，主人共より直ニ相顧候様可仕旨，夫共此度之願其方共心得違ニ候ハヽ，下ケを相顧候様被仰付候。尤右両様返答延引ハ不相成候間，只今直ニ御請可申上旨被仰付，何れも一統及当惑ニ候得共，此上は無難ニ御下ケを願候より外無之ニ付，一統相談之上願書申御願申上候所御聞届，昨日御下ケ可被成下由御座候。猶又仲ケ間存入等之儀も在之候ハヽ，又々寄合相勤，其節否可申進候。先々右得御意度如此御座候，以上。

八月十四日

同 幸右衛門

三井

(以下7名略)

吉郎兵衛殿

嘉右衛門殿

太郎兵衛殿